

大情個審答申第43号
平成29年3月3日

大津市長 越 直 美 様

大津市情報公開・個人情報保護審査会
会長 本 多 滝 夫

住民基本台帳に基づく個人情報の滋賀県警察本部への外部提供について（答申）

平成28年11月24日付け、大市自第409号で諮問のあった事案について、下記のとおり答申します。

記

- ・ 諮問された事項については、大津市個人情報保護条例第12条（利用及び提供の制限）により規定する、利用目的以外の目的のために提供することができる個人情報とは認められない。

（個別事項）

項 目 （所管課）	目的外の外部提供が認められない理由
高齢者の犯罪被害防止や交通安全対策等の施策を効果的に行うことを目的に、住民基本台帳に基づく65歳以上の者（以下、「高齢者」という。）のデータ（住所、氏名、生年月日、性別、世帯構成等）を、滋賀県警察本部に外部提供することについて。 （自治協働課）	住民基本台帳法では、国又は地方公共団体の請求により、法令で定める事務の遂行に必要である場合、同法第11条で「国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧」を、第12条の2で「国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付」を規定しているが、データによる提供の規定がないため。 なお、閲覧の場合であれば、町・字の区域等により請求にかかる住民の範囲を限定すれば請求が可能である。しかし、写しの交付の際は、請求に係る住民の氏名及び住所を明らかにしなければならない。住民基本台帳法に、データによる提供が禁止であるとの記載はないが、このことから当審査会として、高齢者データの提供が可能であるとの判断はし難い。